大阪府医療的ケア通学支援事業の実施に関する要綱

（目的）

第1条　この要綱は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する医療的ケア通学支援事業（以下「本事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一　訪問看護等事業者　訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒等の

医療的ケアに対応できる看護師等が所属している法人をいう。

二　介護タクシー等事業者　道路運送法の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）

について、同法の国土交通大臣の許可を受けた者又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）

について、同法の国土交通大臣の行う登録を受けた者若しくは同法の国土交通大臣の許可を受

けた事業者をいう。

三　医療的ケア　児童生徒等に対して、看護師が医師の指示に基づいて行うもの若しくは、医師

の指示に基づいて行うもののうち、介護職員が関連法令に基づいて実施する特定行為（認定特

定行為業務従事者認定証に記載のある行為）をいう。

四　学校　児童生徒等が在籍する府立学校をいう。

五　通学　自宅その他これと同等のものとして委員会が認める場所（以下「自宅等」という。）から学校までの間の登下校であって、当該登下校のため介護タクシー等事業者の車両（以下「車両」という。）に乗り又は降りるまでの間をいう。

（対象者）

第3条　本事業の対象となる児童生徒等は、第10条第1項の委員会の承認を受けた者をいう。

（委員会の責務）

第４条　委員会は、本事業について、児童生徒等の安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施するものとする。

２　委員会は、本事案の適正な実施を期するため、必要があると認めたときは、訪問介護等事業者及び介護タクシー等事業者（以下、「事業者」という。）に対して、報告を求め又は事業者の承諾を得たうえで、職員に事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができるものとする。

（学校の責務）

第５条　学校は、本事業について、訪問看護等事業者及び介護タクシー等事業者の本事業の遂行に協力し、委員会のほか、児童生徒等及びその保護者等、医療機関その他関係機関と円滑な連携を図り、次の各号に掲げる役割を遂行するものとする。

一　学校医に対して本事業及び児童生徒等の状況を報告し、必要に応じてその指示を得、必要な

措置を講じること。

二　本事業に関する児童生徒等及びその保護者等の相談等に応じかつ適切に対応すること。

三　前号の相談等又は対応結果を委員会に報告すること。

四　訪問看護等事業者又は児童生徒等の保護者等から提出された書類を適切に処理すること。

五　児童生徒等が本事業による通学を開始するに際して、児童生徒等及びその保護者等、訪問看護等事業者、介護タクシー等事業者、その他児童生徒等の主治医等、当該通学を円滑かつ安全に実施するために必要な者による打合せを実施し、その結果を委員会に報告すること。

六　児童生徒等の学校における健康状態等の確認結果のほか、下校時のバイタルチェック、安全に下校するための事前の吸引その他必要な措置を行った結果等を当該下校時に訪問看護等事業者に適切に引き継ぐこと。

七　児童生徒等の健康状態等に関して緊急的な対応が必要な場合等（以下「緊急時等」という。）に、主治医の指示、訪問看護等事業者の依頼等に応じ又は自ら適切に判断し、的確な対応を遅滞なく行うこと。

　八　児童生徒等の利用状況について、頻回なキャンセルの発生等により円滑な利用ができていな

いと判断若しくは委員会から報告の求めがあった場合には、保護者等及び訪問看護等事業者、

介護タクシー等事業者に対する事実確認を行ったうえで適切に対応し、その結果を委員会に

報告すること。

（保護者等の責務）

第６条　児童生徒等の教育について第一義的な責任を負う保護者等は、本事業について、児童生徒等の安全確保を最優先に実施するために、委員会のほか、医療機関その他関係機関と円滑な連携を図り、次の各号に掲げることに書面（様式第１号）により、同意し、責任を果たすものとする。

一　本事業の利用に際して、本事業の範囲を超える業務等の依頼を事業者に対して行わないこと。

　二　児童生徒等の車両への乗降が安全かつ確実に行われるよう、必要な協力をすること。

　三　訪問看護等事業者又は学校等が児童生徒等の健康状態等により安全に通学を行うことができないと判断したときは、本事業の当日の利用を中止し、必要に応じて、児童生徒等の送迎等を行うこと。

四　児童生徒等の通学及び在校中、訪問看護等事業者及び学校等と連絡がとれる状態を常に

確保し、必要に応じて、所要の対応をすること。

五　緊急時等に対応可能な医療機関の確保に努めるとともに、その情報を委員会、学校、訪問看護等事業者及び介護等タクシー事業者と共有し、緊急時等に連絡があったときは、直ちに当該医療機関及び学校に通報又は連絡等を行うこと。

六　本事業による通学が第10条の利用の承認の基準を満たさなくなったときは、本事業の利用

　を一旦、休止し、変更の届出を提出すること。

七　頻回なキャンセルが発生することがないよう、児童生徒等の健康状態等を考慮し、通年を見越した利用希望を訪問看護等事業者及び介護タクシー事業者に伝達すること。

八　入院等の理由により長期欠席となる場合又は体調不良等の理由により一定期間の欠席が生じる場合には、事由発生後、速やかに訪問看護等事業者及び介護タクシー事業者に伝達すること。

九　委員会が業務遂行状況についての報告を求め、調査を行う際には、必要な協力を行うこと。

（訪問看護等事業者の責務）

第７条　訪問看護等事業者は、本事業について、委員会との委託契約のもと誠実に遂行し、委員会のほか、児童生徒等、その保護者等、学校、介護タクシー等事業者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

２　訪問看護等事業者は、介護職員が同乗して本事業を実施する場合、「登録喀痰吸引等事業者登

録特定行為事業者）」として登録済みであることを証する書類の写しを提出すること。

３　委員会が業務遂行状況についての報告を求め、調査を行う際には、必要な協力を行うこと。

（介護タクシー等事業者の責務）

第８条 介護タクシー等事業者は、本事業について、児童生徒等及びその保護者等の依頼を誠実に遂行し、訪問看護等事業者の本事業の遂行に協力（特に本事業の遂行に必要な打ち合わせ等への参加、児童生徒等の車両乗降時及び緊急時等の対応等に係る協力をいう。）し、委員会のほか、児童生徒等、その保護者等、学校及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

２　介護タクシー等事業者は、業務遂行にあたっては、最も経済的かつ合理的な運行経路

によること。

３　介護タクシー等事業者は、運賃算定の根拠となる資料（所管官庁からの認可を証明す

る書類の写し等）を提出すること。

４　委員会が業務遂行状況について報告を求め又は調査を行う際には、必要な協力を行うこと。

（利用申請）

第９条　児童生徒等又はその保護者等は、本事業を利用しようとするときは、学校に事前に相談

するものとする。

２　前項の事前相談の結果、本事業による安全かつ確実な通学及び学校における学習が実施可能で

あると学校の長（以下「学校長」という。）が判断したときは、児童生徒等又は保護者等は、次

の各号に掲げる書面について、学校を経由して、委員会に提出するものとする。

一　同意書（様式第１号）

　二　医療的ケア通学支援事業　利用申請書（様式第２号）

　三　医療的ケア通学支援事業　利用計画書（様式第５号）

　四　主治医の指示書

３　前項の利用の申請は、利用開始希望日の原則２週間前までに、学校を経由して、委員会

に提出するものとする。

（利用の承認等）

第10条　委員会は、前条第２項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当

該利用を承認するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校長、学校医又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。

一　当該児童生徒等が通年に渡って通学中に、次に掲げる医療的ケアが頻回に必要なため、通学困難な状態にあること。

①　口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引

②　気管カニューレ内部等の喀痰吸引

③　酸素療法や人工呼吸器の管理

④　前各号に掲げるもののほか、これらと同等の医療的ケアとして、委員会が認めるもの

二　児童生徒等が本事業を利用した通学を安全に行い、児童生徒等に対する学校における万全な医療的ケアの体制を確保することができること。

２　前項の承認の有効期間は、３年間（ただし、年度途中に当該承認受けたときは、当該年度の２

年後の年度末までとするが、府立支援学校高等部及び府立高等学校の在籍者は、入学時の卒業予

定年度を越えない期間）とする。なお、当該承認の更新が必要な場合は、有効期間満了の30日

前までに第9条第２項に定める申請をしなければならない。

３　委員会は、第１項及び第２項の審査の結果を児童生徒等及びその保護者等に対し、書面（様式

第３-１号又は様式第３-２号）により通知するものとする。

４　児童生徒等又はその保護者等は、第１項又は第２項の承認の内容に変更があるとき又は

在籍校の変更が生じたときには、学校を経由して委員会に変更届（様式第４-１号）により届け出

るものとする。

５　児童生徒等又はその保護者等は、第2項の承認期間中、年度を超えて利用を継続する場合は、

　委員会が別に定める日までに、学校を経由して委員会に利用計画書（様式第5号）を提出するも

　のとする。

（変更の届出）

第10条の２　前条の承認（更新又は変更の承認を含む。）を受けた者は、年度中に、次の各号の事項に変更があるときは、その旨を学校を経由して委員会に変更届（様式第４-２号）等必要な書類を遅滞なく届け出るものとする。

一　児童生徒等又はその保護者等に関すること

二　主治医に関すること

三　訪問看護等事業所に関すること

四　利用計画における訪問看護等事業所ごとの月当たりの利用予定回数（２割以内の増減を除

く）

２　委員会は、児童生徒等の本事業を利用した通学の状況を踏まえて、前項の変更の届け出を行うよう、保護者等に書面（様式第６号）で求めることができる。

３　委員会は、前項の通知を行った後、一月が経過しても変更を届け出ないときは、利用計画

（様式第５号）を変更し、訪問看護等事業者との間に締結している契約を変更することができる。

（打合せ等）

第11条　学校は、前条の利用の承認があったときは、遅滞なく、児童生徒等及びその保護者等、

訪問看護等事業者、介護タクシー等事業者、その他児童生徒等の主治医、当該通学を円滑かつ安全に実施するために必要な者による打合せを実施し、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、学校は、当該打合せを少なくとも1回は学校で行うものとし、児童生徒等の自宅等で必要な回数行うものとする。

２　前項の打合せにおいては、次に掲げる事項について合意を得るものとする。

①　主治医の指示の内容の確認等

②　学校における医療的ケアの現認等

③　登下校時の自宅等及び学校における車両の乗降場所、協力者、使用準備物品等

④　緊急時等の具体的な措置内容、役割分担及び連携体制等

⑤　その他必要な事項

３　学校は、前項の打合せにおける合意の内容を遅滞なく、委員会に報告するものとする。この場合において、委員会は、改めて合意を得る必要があると認めるときは、学校に再度の打合せの実施を求めることができる。

（利用の休止）

第12条　委員会は、本事業による通学が第10条に掲げる利用の承認の基準を満たさなくなった

と認めるときは、本事業の利用を休止するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。

２　委員会は、前項の利用の休止をしようとするときは、当該児童生徒等及びその保護者等に通知するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年９月４日から施行し、令和２年９月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、第10条第２項から第４項までの規定は、令和２年９月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年２月22日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年3月22日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年２月２６日から施行する。ただし、この要綱施行の際、令和５年度の本事業の利用にかかる申請については、なお従前の要綱による。

附　則

この要綱は、令和７年2月２８日から施行する。ただし、この要綱施行の際、令和６年度の本事業の利用にかかる申請については、なお従前の要綱による。